

用地測量・用地調査業務積算資料 新旧対照表

令和7年10月1日

宮崎県農政水産部

## 用地測量・用地調査業務積算資料（新旧対照表）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
用地測量・用地調査業務積算資料	用地測量・用地調査業務積算資料																																		
用地調査等業務の価格積算基準 I (略) II (略) 別表―1 (略) 別表―2 用地測量業務 諸経费率表 (1) 諸経费率標準値	用地調査等業務の価格積算基準 I (略) II (略) 別表―1 (略) 別表―2 用地測量業務 諸経费率表 (1) 諸経费率標準値																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td style="width: 15%;">50万円以下</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">50万円を超え1億円以下</td> <td style="width: 30%;">1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">95.8%</td> <td style="text-align: center;">288.50</td> <td style="text-align: center;">-0.084</td> <td style="text-align: center;">61.4%</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">直接測量費 (成果検定費を除く)</td> <td style="width: 15%;">50万円以下</td> <td colspan="2" style="width: 40%;">50万円を超え1億円以下</td> <td style="width: 30%;">1億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">適用区分等</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">下記の率とする</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">91.2%</td> <td style="text-align: center;">371.23</td> <td style="text-align: center;">-0.107</td> <td style="text-align: center;">51.7%</td> </tr> </table>	直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																															
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																															
		A	b																																
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%																															
直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																															
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																															
		A	b																																
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%																															
(2) (略)	(2) (略)																																		

改正後

改正前

標準歩掛

標準歩掛

1. 用地測量業務

1. 用地測量業務

- (1) (略)
- (2) 用地測量変化率  
変化率適用表

- (1) (略)
- (2) 用地測量変化率  
変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内外	○	×
地図等転写	内外	○	×	用地現況測量	内外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×
地積測量図転写	内外	○	×	用地境界杭設置	内外	×	×
土地の登記記録調査	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×
建物の登記記録調査	内外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内外	○	×	区分地上権設定範囲図の作成	内	×	×
土地境界確認書作成	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×
復元測量	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×
				不動産調査報告書作成	内外	○	×

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内外	○	×
地図等転写	内外	○	×	用地現況測量	内外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×
地積測量図転写	内外	○	×	用地境界杭設置	内外	×	×
土地の登記記録調査	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×
建物の登記記録調査	内外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査(当初)	内外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査(追跡)	内外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内外	○	×	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
土地境界確認書作成	内外	○	×	土地調書作成	内	○	×
復元測量	内外	○	×	地積測量図作成	内外	○	×
				不動産調査報告書作成	外	○	×

- 地域による変化率 (略)
- 縮尺による変化率 (略)
- (3) (4) (略)

- 地域による変化率 (略)
- 縮尺による変化率 (略)
- (3) (4) (略)

2. 用地調査業務 (略)

2. 用地調査業務 (略)





















改正後 (建物の調査の別紙)

(別紙-1)

建物の調査 (略)  
(1) ~ (3) (略)

(4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表-6の構造別区分及び表-7の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表-8によるものとする。  
(非木造建物Dにあつては、木造建物の表-4によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造(非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造(鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む)
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造(非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く)

表-7・表-8 (略)

改正前 (建物の調査の別紙)

(別紙-1)

建物の調査 (略)  
(1) ~ (3) (略)

(4) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表-6の構造別区分及び表-7の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表-8によるものとする。  
(非木造建物Dにあつては、木造建物の表-4によるものとする。)

ただし、第8章の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面作成等))を70パーセントに補正するものとする。

表-6

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの(S耐火)
非木造建物 B	鉄骨造(非木造建物Aを除く。)、軽量鉄骨造
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造(鉄骨系、コンクリート系、木質系)

表-7・表-8 (略)































